保育制度と女性の就業

- 児童福祉政策のあり方 -

福元 千佳 総合政策学部3年

岡部研究会研究報告書 2002 年度春学期(2002 年 9 月改訂)

本論文作成にあたっては、丁寧で親切なご指導をしてくださった岡部光明総合政策学部教授ならびに忙しい合間の中コメントを下さった竹中平蔵総合政策学部客員教授(国務大臣経済財政政策担当)に深く感謝したい。本論文はインターネット上(http://www.sfc.keio.ac.jp/~okabe/paper/)においても全文アクセス及びダウンロード可能である。

著者の電子メールアドレス: <u>s99831cf@sfc.keio.ac.jp</u>

概 要

日本では少子・高齢化が着実に進展しつつあり、このため将来の働き手の減少、あるいはそれに伴う公的年金制度の破綻などが懸念されている。こうした問題を解決するには、労働力化比率が比較的低い女性の就業を促進することが一つの有力な対応策とされている。本稿では、日本における女性就業の特徴を指摘するとともに、その背後にある制度の説明ならびに諸要因の定量的な分析を行い、それを踏まえて女性の就業率向上のために幾つかの政策提言を行った。

わが国における女性の就業状況をみると、学校卒業後に就職したあと、出産と育児の時期には 就業を一時中断し、育児の役目がある程度終了した段階で再び就業するというパターン(いわゆ るM字型就業パターン)が従来からの大きな特徴である。一方、女性が幼児(6歳未満の子供) を抱えている場合、就業を容易にする一つの方法は保育所の利用である。現に保育サービスに対 するニーズはこのところ量と質の両面から高まっており、都市部においては多数の入所待機児童 が発生しているうえ、特別保育(低年齢児保育、夜間保育、早朝保育など)のニーズも大きい。 また、育児休業制度も女性の就業を容易化するが、その普及においては未だ企業規模のいかんな どにより格差が少なくない。本稿では、これらの事情を考慮にいれつつ女性の労働供給関数を計 測した。具体的には、「6歳未満の子供を持つ女性」の就業率を被説明変数とし、これを所得、 保育サービス、家族属性、マクロ経済動向で説明する回帰式を計測した。その結果(1)保育サ ービス(保育所在籍率)の上昇は子供を持つ女性の就業率に正の効果を持つこと、(2)夫の所 得ないし家計所得は女性の就業率に負の効果を持つこと、(3)三世代同居(祖父母による保育 サービス供給)、自営業率、有効求人倍率はいずれも正の効果を持つこと、などの結果が得られ た。これらのうち(1)を踏まえると、女性の就業率を引き上げるには、児童福祉サービスの充 実が必要であることが分かる。すなわち、すでに対応されている児童福祉法の改正(1997年) による保育所運営に関する規制緩和はそれに資するものと評価できる。また今後は、多様化する 保育ニーズへの対応 ファミリーサポートセンターや地域子育てセンターを通じたサービスの質 的充実 〉 育児休業制度の拡充などが課題である。

キーワード: 少子・高齢化、女性労働供給、保育需要、保育サービス供給、児童福祉政策

目次

1	•		はじ	め	こ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2	•		日本	に	お	け	る	女	性	の	就	業	構	造	:	玉	際	比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3			現行																												
	3	-	1.	保	育	サ	_	ビ	ス	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3
			2 .																												
	3	-	3.	育	児	休	業	制	度	に	つ	L١	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
4			女性	生学	· • • • • • • • • • • • • •	力伕	t 約	合に		こし	17	70	り道	冟詎	Eታ	· 六木	F·	•	•	• •		•	• •	•						1	6
			1理																												
	4	-	2 実	証:	分	析	の	手	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	4	-	3推	定:	式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
	4	-	4デ	_	タ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9
	4	-	5 仮	説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
5			推計																												
	5	-	1推	計	結	果	の	_	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
			2考																												
6			政策	イ:	ン	プ	IJ	ケ	_	シ	3	ン	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	6	-	1保	育	サ	_	ビ	ス	供	給	の	玉	際	比	較	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
	6	-	2 保	育	サ	_	ビ	ス	供	給	の	問	題	点	ے	新	た	な	シ	ス	テ	厶	の	構	築	•	•	•	•	2	5
7	•		むす	び	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
参	考:	文	献・	•	•	•	•		•	•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	2	8

1.はじめに

少子化・高齢化の進展から将来の労働力不足や公的年金制度の破綻など深刻な課題を日本経済は抱え、21世紀を迎えた。1将来の労働力不足対策として女性、高齢者、外国人労働者の活用がしばしば指摘されていて、その中で学歴、健康面から見ても男性労働者となんら遜色は無い女性労働者の活用が最も有力視されている候補である。2女性の就業が進めば、さらに少子化が進む傾向が見られるものの、「就業と出産の両立を支援する条件が整備されれば、就業女性の出生率を上げる」3ともいわれており、高齢化社会を支える労働資源として期待されている20歳代から30歳代の働き盛りな既婚女性の就業を高めることに期待がかかっている。

女性のさらなる労働力化を期待するなら、就業を中断させない為に、育児休業制度の確立と内容の充実が必要不可欠である。現在の育児休業制度は、1991年に成立し翌年に施行された「育児休業等に関する法律」が基本となっている。そして一般的に広く就業推進を望むのであれば、保育所等の児童福祉サービスの充実が重要である。現行の育児休業制度については既に様々な研究が行われており、その効果が確認されている。しかしわが国における保育サービスと女性労働供給についてなされた先行研究はあまり無い。一方アメリカでは、近年母親以外に保育された幼児が増加したことからも様々な保育サービスへの需要と女性労働供給に関しての先行研究がいくつかみられる。この様なことからも本研究では、保育サービスの量的な制約等といったものが現実にどのような影響を女性労働供給に与えているかを実証分析によって明らかにする。そのうえで望ましい保育政策のあり方を考察する。

以下、第2章では、日本における女性の就業構造の特徴を国際比較しつつ明らかにする。 そして、第3章では、現行の保育サービスと育児休業制度や日本における現在までの保育 政策について述べる。続いて第4章で、女性労働供給関数に保育サービス需要変数を組み

 $^{^1}$ この問題に関しては『平成 13 年度版:経済財政白書』にも指摘されている。また社会保障研究所編(1994)も詳しい。

²岩本(2001)が詳しい。

³平成9年 国民生活白書

込んだ回帰式の推計を行い、第5章ではその実証分析結果を考察する。それを踏まえて第6章では、保育政策インプリケーションを議論する。

2.女性の就業構造:国際比較

日本女性の就業構造を年齢別にみると、(1)従来から M 字型カープを描いている、(2)近年は M 字型の底が浅くなっている、(3)近年は M 字型の谷部分のポジションが変化(右にシフト)している、という三つの大きな特徴を持っている。4(次のページのグラフを参照)我が国の女性労働力率は、20代後半から30代前半に低下し、その後40代後半まで上昇するというM字型であり、そのパターンは近年でも大きな変化はない。これは日本の多くの女性が、20代後半から30代前半にかけて結婚や出産により就業を一時中断し、子育てがある程度落ち着いたら再び労働市場に戻ることを物語っている。2001年の女性労働力率5は49.2%と前年に引き続き低下したものの、年令階級別にみると15~59歳層の労働力率は62.2%と前年度61.6%に比べ0.6%ポイント上昇した。

M字型カーブの底である 30~34 歳層の労働力率は 58.8%となり、平成3年と比較すると 5.9%ポイント上昇し、M字型の底が浅くなっているのが確認出来る。ただこうした女性の労働力率のM字型カーブは、現在、ドイツ、フランス等の西洋諸国では、ほとんど観察されなくなってきており、日本の大きな特徴である。

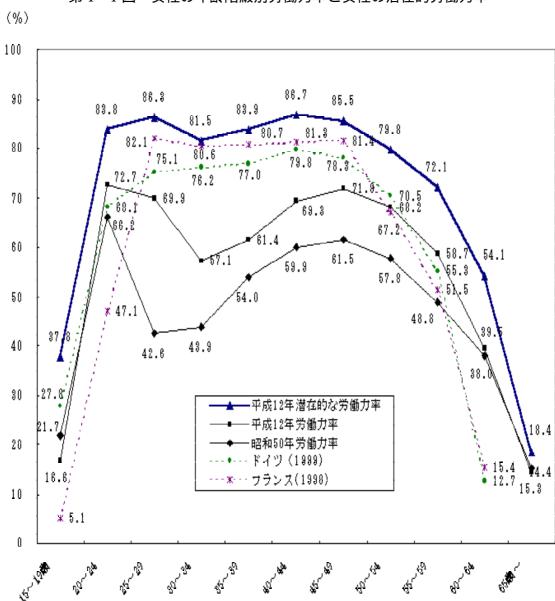
1975 年から現在まで、M字型のくぼみに当たる 25~39 歳層の女性の結婚、出産、就業の変化を見ると、まず、25~29 歳層では、子どものいない既婚者世帯が増えたことや未婚化が進んだことから労働力率は大きく上昇している。しかし、30~34 歳層では、労働力率は、近年少しずつ上昇してきてはいるものの、1975 年から現在までM字型カーブの谷となっている。

5

⁴大沢(1993)、大沢(1998)、大淵(1995)が詳しい。

⁵¹⁵ 歳以上人口に占める労働力人口の割合

子育て中等により、非労働力となっている者で就業を希望している者の割合は大きい。また、子育てとの両立が容易になるよう短時間就業者となる場合が多い。現に、女性の年齢階級別労働力率に就業希望者の割合を加えたものをみると、先進諸国の労働力率である逆 U 字型カープに近づく。(前掲グラフの「潜在的な労働力率」を参照)



第1-1図 女性の年齢階級別労働力率と女性の潜在的労働力率6

⁶資料出所:労働力率は総務省統計局「労働力調査」 潜在的な労働力率は総務省統計局「労働力調査特別調査」 ドイツ及びフランスは、ILO「Year Book of Labour Statistics」

出産による就業への影響をみると7、既婚女性で第1子出産前に仕事に就いていた者の割合は56.1%、そのうち出産で仕事をやめた者は72.8%にもなっている。第1子出産前に仕事に就いていた者の勤め先別に出産後の継続就業率をみると、官公庁では高いが、従業員規模が大きくなるほど低下している。また、自営・家族従業者が高いのに比べ雇用者では低く、なかでも専門性の乏しい事務職は最も低くなっている。さらに、親との三世代同居は継続就業率を高めている。女性のワーキングスタイルとして現実・理想ともに多い再就職の状況を考察すると労働力率のM字型カーブの谷から、再び上昇し始める35~44歳を再就職層とみなして、過去1年間働いていなかった者が、どの様な形態で再就職したのか、パートタイム労働者と正社員の入職割合をみると、2000年ではパートタイム労働者が70%以上になっていた。一度離職した女性が再び労働市場に参入することは決して容易ではないのである。

「子育てに関する意識調査」⁸ によると、「子どもを持つ女性が働き続けるための改善点」として、女性の7割近くが「職場の理解不足」(67.1%)をあげており、職場の雰囲気や企業の育児支援制度についての改善が望まれている。また、女性の4分の1が「勤務時間にあわせた保育をしてくれるところが少ない状況」(25.7%)をあげているほか、「企業内保育所が整っていない点」(21.1%)、「産休明けやゼロ歳児保育をしてくれるところが少ない状況」(8.4%)という意見もあがっていることから、保育サービスの受け入れ態勢の充実が今求められている。

3.現行の保育サービスと保育政策

3 - 1 保育サービスの状況

少子・高齢化社会への移行に伴う高齢者対象社会保障支出、国と地方の財政赤字の増大 等から保育サービスを取り巻く環境は近年大きく変化している。

⁷出所:平成13年度版「女性労働白書」

⁸日本労働研究機構のホームページに掲載されている「子供未来財団」の調査によるもの。(1997年12月から1998年1月実施)

保育サービスの形態としては、公立9・民間10の認可保育所11、認可外保育施設12から、施設を伴わない家庭的保育13やベビーシッター等のサービスまで多様だ。認可保育所には、同じ法律に基づいて運営がなされるため、公立、民間共に基本的には保育内容や費用負担等においてはかわりがない。たとえば、保育費用は保護者の前年の課税所得や子どもの年齢に応じて決まり、国の基準額を基に市町村ごとに定められている。入所を希望する場合は、市町村に書類を提出し、どの保育所に入るかは基本的に保護者の希望に基づくが、市町村が空き状況などをみて入所の諾否を決めている。近年の認可保育所の利用状況をみると、女性の職場進出、核家族化の進行を背景に保育ニーズは急速に高まってきており、3~5歳児では全児童数の3割以上が保育所を利用している状況となっている。また、サービス経済化の進展等により、労働者の就業時間が多様化していることなどを背景に延長保育等の特別保育に対するニーズが一層高まっている。さらに、3歳未満の子どもを持つ母親の労働力率は小さいが就業希望者の数は多く、核家族化が進行するうえで、低年齢児などの保育へのニーズが高まっている。また、子どもの保育を家庭以外に委ねたいとする人の割合が増えている。

保育サービスには、共働き世帯が利用するだけでなく、専業主婦が第2子を出産するときや育児疲れを解消するために利用するなど、女性の就業をサポートする以外にもさまざまなニーズがある。「男女共同参画社会に関する世論調査」14によれば、乳幼児を持つ男女のうち保育所や託児所等の保育サービスを利用したいとする人の割合は、一部を利用したいとする人も含めると 50%と、1992 年と比べ 13%も上昇している。特に男性より女性の方が、また若い人ほど保育サービスを利用したいとする傾向は強く、なかでも 20~29 歳の女性では、61%の人が保育サービスを利用したいと回答している。この調査結果からも近

-

⁹市町村、地方公共団体によるもの。

¹⁰社会福祉法人団体によるもの。

¹¹設備面(子ども1人あたりの保育床の広さなど)やサービス面(子ども1人あたりの保育士の数など)の 基準を満たし国や自治体から認可された保育所をいう。

 $^{^{12}}$ 建設費や保育料に対する補助がない(自治体によっては認可外保育施設に対し助成を行っているところもある).

¹³保育者の居宅で行う少人数の低年齢児保育、いわゆる保育ママのこと。

¹⁴²⁰⁰⁰年内閣総理大臣官房広報室によるもの。

年保育サービスに対するニーズが高まっていることがわかる。

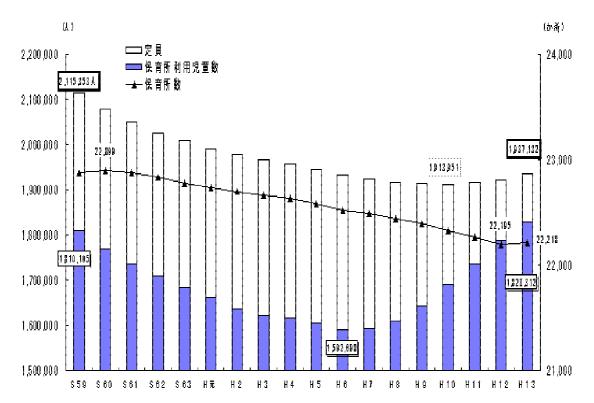


図3-1保育所利用児童数の推移15

保育所の利用児童数は、1994年(平成6年)の150万人を底に2001年には183万人となっている。これを背景に保育所は定員の増加等が行われ、結果定員割れを起こしている所があるのも事実である。しかし、新たに保育所を利用したいという需要も増加しており、厚生労働省の調査によれば2001年4月の保育所待機児童数16は21031人となっている。なかでも都市部における待機率は高く、政令指定都市、中核市、東京23区で全国の約50%の1万人を超える待機児童を抱えている。この様に地域別には需給のミスマッチが起きているのである。6歳未満の児童数は減少傾向にあるものの、働く女性の増加、核家族化が進んだことからライフスタイルの変化に伴い、近年保育所を利用する児童数は一貫して増加傾向にある。政府は、1998年から保育所定員を弾力化するなど、保育所の受入れ児童数を増や

15出所:厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課「厚生労働省ホームページ」

¹⁶認可保育所の利用を希望し、市区町村に申込書を提出している児童のうち、入所の要件を満たしているにもかかわらず、入所できずにいる児童のこと。

すために取り組んではいるものの都市部を中心に利用希望者は増加しており、待機児童数は 1997 年をピークに徐々に改善してきてはいるが、2001 年でもまだ 2 万人あまりの待機 児童数を抱えている。また、本当は子どもを認可保育所に入れたいと思いながらも、認可外保育施設を利用している児童もあり、これを含めると潜在的待機児童数は 10 万人以上¹⁷にものぼるという。

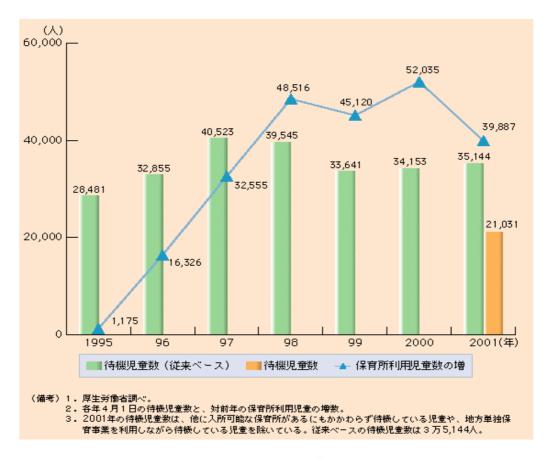


図3-2待機児童数の推移18

待機児童を年齢別にみると、0~2歳の低年齢児が比較的多い。育児休業制度を就業規則に規定している事業所の84%が育児休業期間を子供が1歳未満に定めている現状から考えると、低年齢児の保育ニーズは大きく、低年齢児を受け入れる保育所の整備が早急に求められる。

保育所の形態には、一定の基準を満たして都道府県から認可された保育所のほかにも、

10

^{17「}小泉内閣メールマガジン 第54号」厚生労働省調べによる。

¹⁸出所:「平成13年度 国民生活白書」より。

認可外保育施設(認可を受けていない保育施設)があることを説明した。認可を受けた保育所を利用できないために待機している児童や、特別保育などを必要とする児童の中には、認可外保育施設を利用する児童も多いのが潜在待機児童数から分かるであろう。一般的に認可外保育施設では施設のサービスの質・利用料金の面で差が大きいといわれている。利用者が保育所に求めるサービスはさまざまであることから、希望の保育所に入所できない児童も多い。

子供を抱えた女性就業者は保育所にどのようなサービスを求めているのだろうか。「保育 ニーズに関する調査」19では、子どもを保育所に通わせている人に今の保育所を選んだ理由 を集計している。これによれば、自宅から近いことや、保育時間が勤務時間に合うことを 選んだ理由として挙げている人が多く、保育サービスには地理的な面や、時間的な面での ニーズが強いことがわかる。地理的なニーズへの対応として、近年では、独自に駅前に保 育所を整備する地方公共団体が増えてきており、特に待機児童の多い都市部においては、 送迎に便利な駅前の保育所の整備や、定員に余裕のある郊外の保育所の利用を図ることが 求められる。また、時間的ニーズへの対応状況についてみると、「社会福祉施設等調査報告」 20によれば、認可保育所のうち 11 時間を超えて延長保育を実施している保育所は 1995 年 の 3124 カ所から 2000 年は 8939 カ所に増加し、全体の約 40%となっている。延長保育を 実施している保育所の在所率(定員に対する利用者数の割合)は 106%であるのに対し、実 施していない保育所の在所率は93%にとどまっている。この様に延長保育が実施されてい るかいないかによって在所率に差がみられる。また、公立保育所の延長保育実施率は22% にとどまり、民間保育所の 65%と比較すると低い。待機児童の解消のためには、量的な拡 大とともに、このようなサービス面の充実も必要である。以上みてきたように、保育サー ビスの供給を増やし、サービス内容の充実を求める利用者側のニーズは強い。また、保育 所で提供される保育サービスのほかにも、家庭的保育、幼稚園で行う預かり保育、その他

192001年日本労働組合総連合会による。

²⁰²⁰⁰²年厚生労働省による。

の地方公共団体における施策等、さまざまな保育サービスを活用するなど、地域の実情にあわせた対応も求められる。²¹

3 - 2 我が国における法制度とその変遷

日本では1947年以来、労働基準法第65条により、産前に6週間、産後に8週間の休暇を企業に義務づけてきた。続いて子供が1歳に達するまで育児休業を取る事ができる「育児休業等に関する法律」が1991年に成立し、翌年の1992年から施行された。この法律では、「就業と育児の両立を支援するとの観点から企業は男女に関わらず従業員の申し出により、子供が1歳になるまでは育児休業をとれるようにすることと小学校就学前の子供を持つ従業員に対しては勤務時間の短縮等、子供の養育を容易にする」22ことが義務づけられた。従来、育児休業制度の導入は常時30人以下の従業員を雇う小企業に対してであったが、1995年4月1日よりこのような企業以外に対しても同法が適用されるようになった。さらに1995年の雇用保険法改正により、休業中に休業前賃金の20%の賃金補助が支給され、復職後に休業前賃金の5%に休業期間を掛けた額の賃金補助が給付されることになった。最近では育児・介護休業法の改正により、2002年4月1日から事業主に対し看護休暇制度の導入につとめるよう義務づけることとされていたところである。

1994年12月の厚生、文部、労働、建設の4省合意に基づく「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)の具体化の一つの柱として厚生、大蔵、自治3大臣によって合意された。地方自治体に法的な策定義務は課せられてないが、厚生省に基づき保育計画づくりをした市町村への補助金の積極的配分が予定された。231997年6月には児童福祉法が50年ぶりに改正された。これにより、保育所サービスが従来の借置制度(図3-4参照)から利用申請による提供に改められた。国は1999年に「少子化対策推進基本方針」を策定し、さらにそれを受けて2000年度を初年度とする2004年度までの具体的実施計画「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプ

²¹前田(1998)が詳しい。

²²樋口・阿部・Waldfogel(1997)

²³桜井(1996)が詳しい。

ラン)を策定した。

事項 1999 年度 2004 年度 低年齢児の受け入れ枠の拡大 58 万人 68 万人 多様な需要に応える保育サービスの推進 ・延長保育の推進 10000 力所 7000 力所 休日保育の推進 100 力所 300 カ所 乳幼児健康支援一時預かりの推進 450 カ所 500 力所 ・多機能保育所等の整備 1600 カ所(*) 2000 カ所(*) 在宅時も含めた子育て支援の推進 ・地域子育て支援センターの整備 1500 カ所 3000 力所 一時保育の推進 1500 力所 3000 力所

図3-3「新エンゼルプラン」の内容(一部)24

法的にみると、保育所は児童福祉法上の児童福祉施設、幼稚園は学校教育法上の教育機関であり、制度上の目的と役割は異なっているが、施設の共用化など連携を図っている例がみられる。幼稚園で推進されている預かり保育は、パートタイマーが利用することも可能であり、今後は子育て支援に対する共通の地域ニーズに対し、保育所と幼稚園がいっそうの連携を図って取り組んでいくことが期待される。

これまで保育所の運営は地方公共団体と社会福祉法人に限られていたが、2000年に行われた規制緩和により株式会社等が経営することも可能となった。今後は多様化する保育ニーズに対して民間企業が経営する保育所の役割も期待される。また、公立保育所の運営業務を民間に委託することがすでに可能となったので、今後はさらに公有財産の活用やPFI等の活用による保育所の設置の促進を図る必要がある。さらに、保育サービスに関する情報の提供や、第三者機関による保育サービスに対する評価を実施することにより、利用者が必要なサービスを適切に選択できるようにしていくことが望まれる。25

^{* 95 - 99} 年度の 5 カ年で 1600 カ所、04 年度までに 2000 カ所。

²⁴出所:厚生労働省ホームページによるもの。

²⁵林(1996)(1998)が詳しい。

図3-4 保育所に関する主な規制緩和26

項目	従前	緩和後			
設置主体	市町村または社会福祉法人	制限の撤廃			
土地・建物の所有形態	原則自己所有	貸借方式の認容			
小規模保育所の最少定員	30 人	20 人			

急速に進行している少子化に対応するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために、 児童福祉政策を充実させることは重要な課題の一つとなっている。このため、小泉首相は 「待機児童ゼロ作戦」の推進を表明した。2001年7月に閣議決定された「仕事と子育ての 両立支援策の方針について」において、潜在的な待機児童や保育所を利用したい人が利用 できる様、待機児童の多い都市部を中心に、2002年度中に5万人、さらに2004年度まで に10万人の計15万人の受入児童数の増加を図ることを明らかにした。

3-3 育児休業制度

育児休業制度の普及は着実に進みつつあるものの、現在も企業規模間や産業部門間での格差が見られている。2001 年度では、出産した女性の56.4%が育児休業を取得している。一方、男性の方も配偶者が出産した者に占める育児休業取得者割合は1999 年で0.42%(1996 年では0.12%)また、育児休業取得者に占める男性の割合は2.4%(1996 年 0.6%)と、ともに水準は低いもののわずかながら増加している。また、30歳代の子育て層では男女ともに「男性でも育児休業をとるべき」という意識は高いが、育児休業を取るつもりかどうかについては、性別や子どもの有無にかかわらず「取得する希望はあるが、現実的には難しい」とする意見や「取得するつもりはない」「取得できない」とする意見が多い。育児休業を取得しない主な理由は、経済的理由、仕事や職場の問題等である。子育ての負担を男女で分かちあうことは、男性にとっても家庭や地域における生活者としての役割を果たすことができ、さらに、女性が仕事の面で能力を発揮するためにも重要である。もしも現行の育児休業制度が余り効果を発揮できないとすれば、保育サービスに期待がかかる。

²⁶出所:厚生労働省ホームページによるもの。

4. 実証分析

4 - 1理論モデル

女性労働供給行動²⁷を分析するモデルとして、本研究では家計生産モデル (Becker[1965])²⁸を使用した。²⁹家計生産とは、家計が一定の保育サービスを生産するために、市場賃金である機会費用を伴う家事育児労働と、購入価格という費用のかかる保育市場サービスを投入したモデルである。保育サービスの提供には市場で利用可能な財・サービスの調達がもちろん必要であるが、それ以上に親の育児の時間投入が必要不可欠である。また家計生産モデルでは、人々が効用を感じるのは、市場で調達することの出来る保育財・サービスからではなく、家庭内で生産される保育財・サービスからであるという考えをとる。

家計が生産する子供 1 人当たりの保育サービスを Hとする。この Hは、市場から購入できる市場保育サービス Vと母親自身によって与えられる家庭内保育 G によって生産される。従ってこの H、V、Gの関係を下記の関数として表すことができる。

$$H = H(V, G)$$
 家計保育生産関数

この生産関数は通常の生産関数と同様、市場保育サービス Vと家庭内保育 Gは不可欠であり、代替可能であり、その限界代替率は逓減する。次にこの家計保育生産関数は1人の子供当たり最低一定水準が必要であると仮定する。最低保育水準は家族構成や親の嗜好によって大きく異なるが各世帯ともに一定の家計保育水準を費用最小に抑えられるように生産をするには市場保育サービスと家庭内保育をどの程度行うかという問題に直面している。この様な場合、保育費用関数は次のように示すことができる。

$$T = PV + WG$$
 保育費用関数

T は総費用、P は市場保育サービスの価格、W は賃金であり、家庭内保育の機会費用とも言い換えられる。つまり、一定の家計保育水準 $H_0 \leq H(V,G)$ をいかに小さい費用で生産す

²⁷八代(1984) ホーン・川嶋(1985)が詳しい。

²⁸以下の説明は駒村(1996)に依存している。また中馬(1995)も詳しい。

²⁹理論モデルを体系的に理解する上でベッカー(1998)を参考にした。

るかという問題に直面している。これは次のようなモデルになる。

Min. PV+WG

Subject to $H_0 \leq H(V,G)$

この結果、市場保育サービス需要関数、家庭内保育時間需要関数が導かれる。

V=V(P, W,k) 市場保育サービス需要関数

G=G(P,W,k) 家庭内保育時間需要関数

Vは労働供給、Gは市場保育需要、Wは賃金、Pは市場保育サービス価格、kは世帯の属性を意味している。

労働供給関数は本人の賃金に対して、正の符号が、保育費用に対しては負の効果が予測される。また保育需要関数については本人の賃金から正の効果、価格からは負の効果が期待される。そこでMを個人が使用できる一日の時間とし、Lを市場労働時間と仮定すると、

M - G = L 時間制約式

が得られ、

L=L(P,W) 労働供給関数

という形で導出される。つまり、女性の労働供給は市場保育サービス価格と賃金の関数である。

4 . 2 実証分析

以下の理論モデルをもとに、労働供給関数に保育サービス需要変数を組み込んだ推定式を導いた。6歳未満の子供を持つ女性の労働供給がどのような要因に規定されているのか。ここで同様の先行研究についてふれたい。まず駒村(1996)では、女性の労働供給と保育サービス需要に関する実証分析を行っている。そこでは、(1)保育入所率は、保育料金の上昇があれば有意に引き下げられ女性の労働力率に正の効果を持ち、(2)保育需要は夫の賃金率から有意な影響を受けていないが、女性の賃金、パートタイムの賃金率からは負の影響を受ける、(3)保育需要は自営業の方が強く、夫の賃金は女性

労働力率に有意に負の効果を与え、パートタイムの賃金率が労働力率に有意に正の影響 を与える、という結論に達している。

一方筒井(1998)では、女性の就業形態別による保育サービス供給の政策効果の比較を行っている。(1)公的保育サービス、三世代同居が有意に女性の就業確率を引き上げる、(2)家計所得が増えることによって女性労働が制御される、(3)祖父母から供給される保育サービスは公的保育サービスよりも女性の就業確率にプラスに働く、(4)保育料金の上昇は有意に保育サービスに対する需要を引き下げる、などの点を明らかにした。

なお本研究の付加価値は、現行の保育サービスを公立と民間主体に分けたことである。 多様化する保育サービスは女性の労働供給にどの様に影響を与えているのであろうか。

上記の労働供給関数を推計するためには、就業状態、賃金、保育費用、保育状態、世帯属性に関する個票が必要となるが、残念ながらこれらは入手不可能なため、都道府県単位のデータを使用し、クロスセクションを行い最小二乗法で回帰分析する。また推計するにあたって、両関数の被説明変数が確率であることから、推定値が非線形型ロジスティック曲線に近以するとの仮定³⁰から被説明変数の6歳以下の子供を持つ女性の就業率に対して、ロジスティック変換 *L(labor)=log (labor/(1-labor))*を行った。続いて推計する構造方程式を提示する。

4 - 3 推計式

女性労働供給関数

L(labor)=C + $_1$ (() + $_2$ () () + $_3$ () () () () + $_4$ ()

-

³⁰宮川(1966)が詳しい。

式を計測する。

推計式1(標準形)

L(labor)=C+ (income)+ (enroll)+ (family)+ (joboffer)

「6歳以下の子供を持つ女性」の就業率を家計所得(income)、6歳以下の子供の保育所在籍率(enroll)、三世代同居率(family)、有効求人倍率(joboffer)によって表した。

推計式2

L(labor)=C+1 (mincome)+2 (prenroll)+3 (puenroll)+4 (family)+5 (joboffer)この式では、被説明変数は推計式 1 と同じであるが、説明変数は、夫の所得(mincome)、6 歳以下の子供の民間保育所在籍率(prenroll)、6 歳以下の子供の公立保育所在籍率(puenroll)、三世代同居率(family)、有効求人倍率(joboffer)によって表した。

推計式3

L(labor)=C+ $_{1}(income)+$ $_{2}(fee)+$ $_{3}(selfemp)+$ $_{4}(family)+$ $_{5}(joboffer)$

最後に推計式3では、上記と同様の被説明変数を家計所得(income)、保育料金(fee)、自営業率(selfemp)、三世代同居(family)、有効求人倍率(joboffer)で表した。

4 - 4 データの説明

変数の説明:31

被説明変数

labor (労働力率) - 6 歳以下の子供を持つ女性の就業率

「6歳未満の子供を持ち、妻が有業の世帯数」(妻の数も同じと仮定)を「6歳未満の子供を持つ総世帯数」で割った。[就業構造基本調査平成9年]

³¹以下の変数処理方法は筒井(1998)に依存している。

説明変数

enroll (保育所在籍率) - 6歳以下の子供の保育所在籍率

「保育所在籍児童数」を各都道府県「6歳以下の子供の数」で除した。[保育白書2001年版・国勢調査平成13年]

puenroll(公営保育所在籍率) - 公立の保育所の在籍している6歳以下の子供の割合 「公営保育所在籍児童数」を各都道府県「6歳以下の子供の数」で除した。[保 育白書2001年版・国勢調査平成13年]

prenroll(私営保育所在籍率)-民間の保育所の在籍している6歳以下の子供の割合 「私営保育所在籍児童数」を各都道府県「6歳以下の子供の数」で除した。[保 育白書2001年版・国勢調査平成13年]

mincome (夫の実質所得) - 男性が受け取る月額の実質所得

都道府県別の企業規模計、産業計の男性の「決まって支給する現金給与」を12倍したものに「年間賞与その他特別給与額」を加えた年収を12ヶ月で割ったものを夫の賃金とし、これを消費者物価指数でデフレートした。また東京の夫の実質所得558,000円を1とする指数に変換した。[賃金センサス平成13年]

fincome (妻の実質所得) - 女性が受け取る月額の実質所得

都道府県別の企業規模計、産業計の女性の「決まって支給する現金給与」を12倍したものに「年間賞与その他特別給与額」を加えた年収を12ヶ月で割ったものを妻の賃金とし、これを消費者物価指数でデフレートした。また東京の妻の実質所得366,210円を1とする指数に変換した。[賃金センサス 平成13年]

income (家計実質所得) - 男女の月額実質所得の合計

上記の男女の実質所得を合計した。東京の家計実質所得924,220円を1

とする指数に変換した。[賃金センサス平成13年]

fee (実質保育料金) - 保護者が支払う実質保育料

各都道府県の県庁所在地における第5階層の3歳未満児の親が直接支払う保育費用を地域消費者物価指数でデフレートした。東京の実質保育料金21,50円を1とする指数に変換した。[保育白書2001年版]

family(三世代同居率) - 6歳以下の子供を持つ総世帯の中に三世代世帯の占める割合 「妻が有業かつ、夫婦と子供と親からなる世帯」を「妻が有業の世帯総数」で 割ったもの。[就業構造基本調査平成9年]

selfemp(自営業率)-総世帯に占める自営業世帯の割合

各都道府県における就業者総数に占める自営業者の割合。[国勢調査平成13 年]

joboffer (有効求人倍率) - 労働市場参入の難易度

「有効求人数」を「有効求人者数」で除したもの。[社会生活統計指標2002 年]

4 - 5 仮説

推計する前に各説明変数の期待される符合条件は次の通りである。

用いた変数	期待される符合
income	-
m in c o m e	-
enroll	+
puenroll	+
prenroll	+
fe e	-
fam ily	+
selfemp	+
joboffer	+

この女性労働供給構造式は理論モデルの労働供給関数から導かれたものであり、女性労

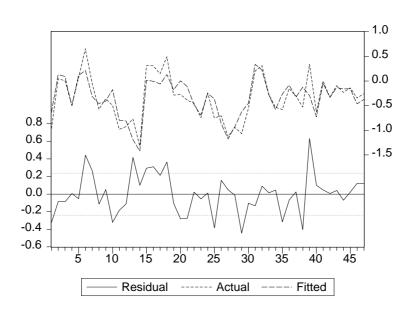
働供給は夫の賃金からはマイナスの効果が、また家計所得からも同様な影響を受けると考えられる。また、保育所在籍率(公立保育所と民間保育所)と三世代同居の増大は女性労働供給を増すことが考えられる。一方実質保育料金の上昇は市場保育よりも家庭内保育を増やす効果があるため、女性労働供給を減少させると考えられる。これに対し、求人倍率や自営業率は子供を持つ女性の就業にプラスに寄与すると予測される。

5.推計結果と考察

5 - 1推計結果32

推計式1

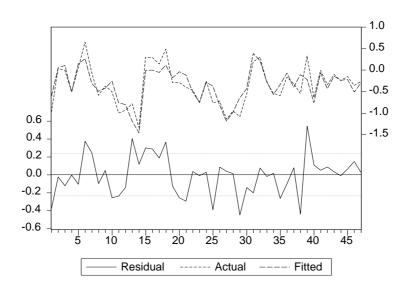
労働力率	定数項	家計所得	保育所在籍率	三世代同居率	有効求人倍率				
Labor C		income	enroll	family	joboffer				
就業率 0.104608		-1.766827 0.289307		0.270164	0.258707				
(0.41) (-4.98) (2.73) (2.75) (1.75)									
R-squared=0.7455 F-statistics=30.76 DW=1.7037									



32 ()はt値を示す。被説明変数にロジスティック変数を施した事から、説明変数もログをとった。

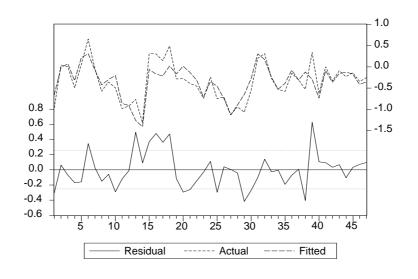
推計式2

労働力率	定数項	夫の所得	民間保育所	公立保育所	三世代同居率	有効求人倍率				
Labor	С	mincome	prenroll	puenroll	family	joboffer				
就業率	0.293808	-1.848501	0.094111	0.185867	0.274583	0.255433				
(1.00) (-5.52) (1.43) (2.13) (2.85) (1										
R-squared=0.7608 F-statistic=26.09 DW=1.7089										



推計式3

J-41-4-										
労働力率 定数項		家計所得	保育料金	自営業率	三世代同居率	有効求人倍率				
Labor	С	income	fee	selfemp	family	joboffer				
就業率 0.978547		-1.782562	-0.159274	0.503650	0.319392	0.347543				
(1.30) (-3.76) (-0.44) (1.70) (3.03) (2.34)										
R-squared=0.7230 F-statistics=1.46 DW=21.4041										



5 - 2考察

1、2、3 式とも期待される符号条件と同じ符号となる結果となった。個別に見てみると、まず標準形である第 1 式では、家計所得からはマイナスの効果が、保育所在籍率、三世代同居率や有効求人倍率からプラスの効果が得られていることが分かった。特に家計所得が説明変数として強く現れているのが特徴である。続いて、推計式 2 では、夫の所得からは家計所得同様、負の効果が、民間・公立保育所、三世代同居率、有効求人倍率からは正の効果が現れている。最後に第 3 式では、家計所得、保育料金はマイナスの符号、自営業率、三世代同居率、有効求人倍率からプラスの符号がでる結果となった。全体的に推計結果はおおむね良好である。

保育所在籍率は、6歳以下の子供を持つ女性の就業率に正の効果を持つことが実証出来た。(推計式 1 および 2) そして三世代同居による祖父母の保育供給は、保育在籍率同様、女性の就業率を有意に引き上げている。(推計式 1、2、3) また夫の所得、ないし家計所得は有意にマイナスの影響を与え、ダグラス = 有沢の法則³³が確認された。さらに市町村が経営主体となっている公立保育所は女性の就業にプラスの影響をもたらしていたが、社会福祉法人が主に経営している民間保育所は符号はプラスとでているが、有意性(t値)がやや低い結果となった。これは市町村が経営主体となっている公立保育所の方が家庭からアクセスし易く、働く女性をよりサポートしていることを示しているのかもしれない。有効求人倍率は、女性の就業にプラスの効果をもたらしている。これは、労働市場の需要が引締まっている状況にあるほど、女性の就業が高まることを意味している。さらに自営業率は、女性の就業を有意に高めている。雇用者よりも自営業者の方が環境がフレキシブルであることからも6歳以下の子供を持つ女性でも働き易いと言えるのではないだろうか。

一方、保育料金に関しては、パラメーターの符号はマイナスとでたものの十分有意に はならなかった。保育料金の上昇は保育所在籍率を引き下げるだろうが、必ずしも女性

³³家計所得が増えれば所得効果によって女性の労働供給が制御されること。

の就業を低下するとは限らないとの見方も出来る。なぜなら保育料金が上がったとして も、それ以上に女性の所得が増えれば、保育所に子供を通わせるメリットがあるかもしれないからである。あるいは、非有意性は変数のとり方という技術的な問題に起因する ものかも知れない。すなわち、保育料金の算出にあたっては、各都道府県の県庁所在地 における第5階層の3歳未満児の親が直接支払う月額の保育費用を地域消費者物価指数を デフレートしたものを採用した。細かく説明すると前年分の所得税課税世帯であってその 所得税の額の区分が第5階層の世帯が支払う料金を先行研究同様採用した。このため各都 道府県によって階層区分が更に細かく分かれていたり、分かれていなかったりと定義付け が様々なことがこの様な結果に至ったのかもしれない。また国の階層区分は1(生活保護を 受けている)から7まで分かれているが、他の階層もしくはその平均をとったものを使用 したらまた値がかわっていただろう。

なお認可外保育施設の都道府県別データが手に入らず、本研究では、保育サービスの 質的な制約がどの様に女性労働供給に影響を与えるか分析することが出来なかった。こ の点も、今後の研究の課題としたい。

6. 政策インプリケーション

6 - 1保育サービス供給の国際比較

妻の就業行動は、出産後の就業状況に大きく左右される。すなわち、低年齢児の子供がいても妻がフルタイム就業を継続しやすい夫婦の親同居世帯では、子どもが成長してからのフルタイム就業率も高い。一方、低年齢児の子供がいると妻が離職してしまう傾向が見られる核家族世帯では、子どもが成長してからもフルタイムでの就業は難しい。そこで、保育所等の社会的な保育所の利用率と女性の労働力率の関係を国際比較すると、特に3歳未満児の社会的な保育の利用率が高い国ほど女性の労働力率が高くなっていることがわかる。(図 6 - 1) つまり女性の就業継続にとっては、保育サービスが重要であることが国際比較によってもいえるわけである。

(1)国别 (保育利用率:%) (女性労働力率:%) 60 90 保育利用率(左目盛) 50 女性労働力率(右目盛) 80 40 30 70 20 60 10 50 0 オランダ ドイツ スペイン オーストラリア フランス スウェーデン フィンランド アメリカ /ルウェ (2)相関図 (女性労働力率:%) 90 — 80 70 = 0.3199x + 67.098 $R^2 = 0.4711$ 日本 60 50 10 20 30 40 60 (保育利用率:%) (備考) 1. OECD "Employment outlook 2001"、ILO "Yearbook of Labour Statistics" (1999、2000年) 総務省「就業構造基本調査」(1997年)、「労働力調査」(2000年)により作成。 2. 「保育利用率」は、当該年齢人口に対する社会的保育利用児童の割合。 3. ▲印は、各国の3歳未満の保育所利用率と女性労働力率を示す。 4.「女性労働力率」は、25~49歳女性についての値。

図 6-1 保育利用率の国際比較34

6-2 保育サービスの問題点と新たなシステムの構築

現行の保育サービスの問題は、自営業がアクセスし易く、就業時間がフレキシブルではない雇用者は現行の保育サービス供給では完全に対応できないという点である。また現行の保育サービス同様、三世代同居による祖父母による保育供給が女性の継続就業を可能としていることである。これから核家族化が増え、祖父母による保育供給が減少すればそれを補うため、保育サービスがますます必要となってくる。保育サービスは女性の就業を有意に高めることからも、待機児童数を減らし、質の充実をはかることが求め

³⁴出所:「平成13年度 国民生活白書」によるもの。

られている。ただ供給だけを増やすのでは無く、様々な親の就労形態に対応できるよう、 低年齢児保育、保育時間の延長、休日保育、病時保育等が必要とされている。

一時保育は 1990 年に特別保育事業として創設され、パートタイム労働者等の週 1~3 日の利用や、保護者が病気や出産の際の緊急的な利用が行われているが、1996 年からは専業主婦の育児疲れ解消等の理由による利用が可能となっている。保護者の育児等にともなう心理的・肉体的な負担を解消するため、障害児や児童数の減少した地域の児童を体験的に入所させて集団保育をするため等、地域の需要に応じてさまざまな利用がなされていて、今後も増大することが期待される。

地域子育て支援センターは、主には保育所に併設されており、園庭やフロアを開放して子育て家庭が集う場を提供し、育児不安や育児に関する悩みを解消するための相談事業や、子育てサークル等の育成・支援を行っている。これまでの措置された子どもへの保育サービス中心から、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている。

ファミリー・サポート・センターは、厚生労働省が 1994 年に開始した事業である。原則は、人口 5万人以上の市町村に設けることができることになっている。そして、2000 年度は 116 カ所設置されている。正式名称は「仕事と家庭両立支援特別援助事業」であり、急な残業や急用など、臨時的、一時的な保育のために利用されることが多くサービスの提供者には利用者負担による謝礼が支払われている。今後もファミリー・サポート・センターの活用、充実が期待される。

7.むすび

第2章では、現代女性の就業構造の特徴について M 字型であり、M 字型の底が浅くなっていること、M 字型の谷のポジションが変化している点を説明した。そして、第3章では、現行の保育サービスの形態と育児休業制度や日本における現在までの保育政策について述べた。続いて第4章で、女性労働供給関数に保育サービス需要変数を組み込んだ推計式の推計を行い、第5章で実証分析結果を考察した。以上の分析では、保育所在籍率は6歳以下の子供を持つ女性の就業率に正の効果をもたらすこと、保育所在籍率同様祖父母などによる三世代同居による祖父母による保育供給が有意に女性の就業を

高めていたこと、などが判明した。また夫の所得、家計所得は有意にマイナスの影響を与えていた。そして第6章で保育利用率の国際比較を行い、現行の保育サービスの問題を指摘し、特別保育の改善、地域子育てセンター、ファミリー・サポート・センターへの期待を述べ、政策インプリケーションを行った。

保育所などが親の就労状況や子供の状況に合わせてもっと柔軟に対応できるように、政府は補助をするなり、保育内容の多様化に務める必要があるが、保育サービスの多様化だけで子育てと仕事の両立の問題を解決するのは不可能である。家庭を持つ全ての男女が子育ての家庭責任を負っているという意識を持ち、就労の柔軟性を高め、労働時間の見直しを進めると共に子供が突然病気にかかった時など母親か父親のどちらかがすぐに対応できるようにする働き方の変革も必要なのではないだろうか。女性が仕事と育児を両立させるには、家庭内の育児の男女平等、行政による育児休業など子育てのための法的条件整備と、良質の保育サービスの供給、さらに企業が家族責任と両立できる労働条件を整備の全てが必要である。「性別分業的な家族のあり方」や「滅私奉公的な日本の企業風土」が子供を持つ女性の就業を困難にしている。これを改善するにはまず日本人の固定観念打破と意識改革が必要なのではないだろうか。

以上

参考文献

大沢真知子 (1993)『経済変化と女子労働』日本経済評論社

大沢真知子 (1998)『新しい家族のための経済学』中公新書

大淵寛編(1995)『女性のライフサイクルと就業行動』大蔵省印刷局

大竹文雄(1998)『労働経済学入門』日本経済新聞社

駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」『季刊・社会保障研究』32 4,210 – 223 ページ

雇用均等・児童家庭局編(2002)『平成13年版 女性労働白書』21世紀職業財団 桜井慶一(1996)「地方版"エンゼルプラン"(保育計画)の展開とその問題」『季刊・社会保 障研究』32 1,60-69ページ

社会保障研究所編 (1994)『現代家族と社会保障』東京大学出版会

筒井晶子(1998)「保育需要の経済分析」『竹中平蔵研究会 9 8 年度政策白書』湘南藤沢学会内閣府(2001)『経済財政白書 平成 1 3 年度版:改革なくして成長なし』 財務省印刷局中馬宏之(1995)『労働経済学』新世社

林宜嗣(1996)「保育サービスの事業の現状と課題」『季刊・社会保障研究』32 2,158 – 166 ページ

林宜嗣(1998)「児童福祉と財政政策」『季刊・社会保障研究』34 1,26-34ページ ベッカーS.ゲーリー・ベッカーN.ギティ(1998)『ベッカー教授の経済学ではこう考える』鞍 谷雅敏・岡田滋行訳 東洋経済新報社

宮川公男(1966)『計量経済学入門』日本経済新聞社

樋口・阿部・Waldfogel (1997)「日米英における育児休業・出産休業制度と女性就業」『人口問題研究』53 4,49 66ページ

岩本康志 (2001)『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社

八代尚宏 (1984)『女性労働の経済分析』日本経済新聞社

ホーン・川嶋瑤子 (1985)『女子労働と労働市場構造の分析』日本経済評論社 前田正子(1998)「保育の多様化」『季刊・社会保障研究』34 1,14-25ページ 内閣官房副長官安倍晋三編(2002)「小泉内閣メールマガジン 第54号」内閣官房内閣広 報室

Websites:

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/

国民生活白書 http://www5.cao.go.jp/j-j/wp-pl/wp-pl01/

女性労働白書 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/josei/01/index.html

日本労働研究機構 http://www.jil.go.jp/

データの出所:

厚生労働省統計情報部編(2002)『賃金センサス平成14年』労働法令協会 総務庁統計局編(1997)『就業構造基本調査平成9年』日本統計協会 総務省統計局編(2002) 『社会生活統計指標2002』日本統計協会 総務省統計局編(2002) 『平成12年国勢調査』 日本統計協会 全国保育団体連絡会・保育研究所編(2002) 『保育白書』 草土文化 文部科学省編(2001)『学校基本調査報告書』財務省印刷局